

募集要項 質問・回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	ア)	項目等	質問内容	回答
1	5	第3	1	1			応募グループの定義	第1回質問回答・募集要項No.6及びNo.7によると、応募グループは「代表企業」と「構成企業」により構成されることですが、「協力企業」も参加表明においてエントリーし、SPCから直接業務を請けることから、応募グループの一員であると考えますが、いかがでしょうか。	募集要項P5に記載のとおり、応募グループは代表企業・構成企業で構成してください。なお、協力企業は、代表企業・構成企業が業務に当たらない場合に配置するものとし、代表企業・構成企業・SPCのいずれから業務を受託することは可能です。
2	9	第4					募集及び選定スケジュール	「令和4年5月26日 提案審査に関する書類提出期限について」第1回質問回答で「事業全体のスケジュールに影響するため、原案とおりとします。」となっておりますが、この提出期限を、5月26日より5月31日まで延伸いただくよう、ご検討していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	17		11				財務書類の提出	監査能力のある第三者の例示をお願いいたします。	監査法人が該当します。

事業契約書(案) 質問回答
契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		○	19	4	6	38				所有権保存登記	事業契約書(案) 質問回答No.1にて「所有権保存登記手続きは事業者が司法書士等へ委託して実施してください。」と回答がありましたが、社会通念上も他のPFI(BTO)事業を鑑みても、所有権保存登記手続きは所有者たる町が実施すべきと存じますので、業務範囲を再考願います。	原案のとおり、町の所有名義として、事業者が司法書士等へ委託して登記手続きを実施してください。なお、司法書士等への委託に際して必要となる委任状への押印等は町が実施します。登記に必要な費用は価格提案書の金額に含めてください。
2		○	19	4	6	38				所有権保存登記	事業契約書(案) 質問回答No.1にて「所有権保存登記手続きは事業者が司法書士等へ委託して実施してください。」と回答がありましたが、所有権保存登記手続きを事業者が行う資格等を保有しておらず法的に問題がある可能性があります。業務範囲の見直しをお願い致します。	No.1参照。
3		○	19	4	6	38				所有権保存登記	「本施設の所有権は、施設の引渡し日に町が取得するものとし、所有権保存登記手続きは、事業者が行うとする。との表記がございますが、町が所有権を取得するものに対して、事業者が所有権保存登記の手続きを行うとは、どのように理解すればよろしいでしょうか？所有権保存登記手続きを司法書士へ委任する場合であっても、建物の所有者である町から委任するという流れとなると理解しております。所有権保存登記手続きは、町が行うがそれに係る費用は事業者負担という理解でよろしいでしょうか？ もしくは、施設完成日後、事業者にて表題登記・所有権保存登記を完了させて(事業者所有での登記完了)、その後、町へ所有権移転登記を行うという理解でしょうか？その場合には、事業者の所有権保存に係る費用は事業者負担、町の所有権移転に係る費用は町負担という理解でよろしいでしょうか？」	No.1参照。
4			5	1		4	1			契約関係書類の適用関係	「募集要項等、要求水準書等、事業契約書等、事業者提案及び設計図書等の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、事業契約書等、要求水準書等、募集要項等、事業者提案及び設計図書等(以下「契約関係書類」という。)の順に優先して適用」とあり、実施方針は触れていません。実施方針記載の事項は対象としないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針よりも後に募集要項を公表しており、実施方針の内容は募集要項に含まれていますが、第4条第2項に記載の契約関係書類に疑義が生じた場合で、契約関係書類に記載のない内容は、実施方針(リスク分担表を含む)を含めて協議する場合があります。
5										リスク分担	事業契約書(案)に具体的に記載のないリスクの分担については、令和4年1月7日付けの【実施方針資料1リスク分担表】に従うものとの理解でよろしいでしょうか。	No.4参照。

事業契約書(案) 質問回答
 契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	a)	項目等	質問内容	回答
1	2	45						図1	1日あたりのサービス対価の算定方法をご教示願います。	様式J-2 維持管理費見積書(年次計画表)をもとに、ペナルティの対象となる業務のサービスの対価を、365日で割り、一日あたりのサービス対価の単価を算定します。

要求水準書 質問回答

No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	本編		7	第1	6	(1)	イ				敷地条件	第1回質問回答No4において『町では土壤汚染対策法に関する調査は実施していないため、必要に応じて事業者にて実施してください。』とのことですが調査を実施した結果、生じる工程の遅延リスクについては貴町負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	本編		7	第1	6	(1)	イ				敷地条件	第1回要求水準書質疑回答のNo.4によると、土壤汚染の調査は施工者側で行うこととなりますが、何か法的に処理することが必要になった場合は、三木町の負担と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	本編		7	第1	6	(2)		(7)			学校給食の標準回数	特別な事情を除き、基本的に給食が提供される曜日をご教示願います。また、本施設へ勤務する市雇用の職員の勤務形態(休日・勤務時間等)を予定で結構ですのでご教示願います。	前段：月曜日から金曜日です(特別な場合を除く)。後段：職員の勤務は、月曜日から金曜日、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までです。
4	本編		13	第2	3	(1)	ウ	(7)			必要諸室	所長等6名程度の配置とありますが、三木町職員と事業者側職員の事務エリアは分けた方が宜しいでしょうか。	維持管理企業の事務エリアを設ける場合は、三木町職員の事務室とは区分してください。
5	本編		20	第2	3	(4)	ウ	(7)	e / f		給水設備	連続塩素注入装置、濾過装置を備えた際、補充・交換は事業者により行う事になりますでしょうか？又、塩素、濾材などの消耗品は事業者により購入することになりますでしょうか？	前段：お見込みのとおりです。後段：お見込みのとおりです。
6	本編		21	第2	3	(4)	ウ	(ウ)	d		衛生設備等	調理従事者用トイレに設置することとなっている手洗い用石鹼液、使い捨てタオルペーパー、消毒剤は消耗品として事業期間中、事業者により購入し補充するのでしょうか？また、ここで言う消毒剤とは、便座の消毒剤でしょうか？それとも手指の消毒剤でしょうか？両方でしょうか？	前段：お見込みのとおりです。後段：消毒剤は、手指と便座の両方の消毒剤を指します。
7	要求水準書		27	第2	4	(1)	エ		i		包あん機	おからハンバーグを手作り調理するとのことで、包あん機を選定されています。簡単にサイズを変更できる製品であれば、包あん機に限らなくてもよろしいでしょうか。提案できる製品に幅を持たせるためにも、成型機の提案を可能と変更頂けないでしょうか。	ハンバーグの種を簡単にサイズ変更ができて、サイズごとに成型できるものであれば、成型機でも可です。
8	本編		32	第2	4	(1)	ケ		b		共用部等	手指消毒装置を設置することとなっている消毒装置の消毒液は消耗品として事業期間中、事業者により購入し補充するのでしょうか？	お見込みのとおりです。
9	本編		34	第2	4	(2)					配送校の配膳室等の設計条件	配送校4校について、全て下水道と考えてよろしいでしょうか。また、浄化槽の場合は既存浄化槽が現行法に適合しており、今回の工事で改修及び新設工事などは不要と考えてよろしいでしょうか。	配送校4校のうち、平井小学校のみ下水道です。その他の3校は合併処理浄化槽であり、特段の工事は不要です。
10	本編		34	第2	4	(2)					配送校の配膳室等の設計条件	第1回質問回答No39において『～協議の過程で生じる変更については事業者の負担となります。』とのことですが、変更内容によっては協議対応とすることを考慮いただけないでしょうか。	変更内容を踏まえて、費用負担については協議します。
11	本編		34	第2	4	(2)	イ				配膳室(平井小、田中小、氷上小、白山小)	第1回要求水準書質疑回答のNo.39によると、配送校の計画は、提案を基に三木町とすべてのことについて協議をして、三木町の要望に沿ったものをつくることになるとは思いますが、提案にない変更・追加事項は、協議して清算していただけたらと考えてよろしいでしょうか？	No.10参照。
12	本編		36	第2	4	(2)	ウ		d		各階ワゴンプール(平井小、氷上小、白山小)	実施方針・要求水準書(案)に関する質問等に対する回答No61において小型のコンテナとの表記がございますが、コンテナ・小コンテナ・給食運搬用ワゴンに関するそれぞれの用語の定義・利用方法の想定をご教示いただけないでしょうか(配膳室以降のコンテナ及びワゴン等の使い方の想定をご教示いただけないでしょうか)。	小型のコンテナについては、教室の配置上、配送で用いるコンテナで教室への運搬が困難である場合、配送校の配膳室にて、小型のコンテナに積み替え、運搬することを想定しております。給食運搬用ワゴンについては、基本的に使用する予定はありません。なお、配送用コンテナ及び小型コンテナは施錠できるものとしてください。
13	本編		34	第2	4	(2)	エ				配送校の配膳室等の設計条件	白山小学校の南棟2階は、児童生徒が階段で食卓等を教室に運ぶ考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書 質問回答

No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
14	本編		35	第2	4	(2)	エ			エレベーター(平井小、田中小、氷上小、白山小)	【白山小学校】 南棟には2階の渡り廊下がなく階段のみアクセスになっています。 1階の配膳室まで生徒さんが引取にくるイメージでよろしいでしょうか。	No.13参照。
15	本編		35	第2	4	(2)	エ			エレベーター(平井小、田中小、氷上小、白山小)	【白山小学校】 南棟の2階は配膳されるクラスは無いとの認識でよろしいでしょうか。	No.13参照。
16	本編		37	第3	1	(1)				業務の対象範囲	白山小学校のアスベスト調査結果資料をいただきましたが、その他の小学校ではアスベストはないと考えてよろしいでしょうか？	白山小学校はアスベスト調査を実施していますが、その他の学校は調査は実施していません。その他の学校については、アスベストがないものと想定して提案してください。
17	本編		44	第3		(2)	イ(ウ)		(b)	水質検査機器	ハンディ残留塩素計は本町管理職員、調理従事者、事業者のいずれが使用する想定での記載になりますでしょうか？	調理従事者が調理開始前と調理終了時に使用することを想定しています。
18	本編		47	第3	2	(2)	ウ		c	什器・備品等の設置業務	配送車の仕様は事業者の提案とさせていただきますがよろしいでしょうか。ご教示願います。仕様についての要求水準がありましたら、ご教示願います。	配送車(2t)の仕様は、2時間喫食が可能で、配送経路の幅員等を踏まえて、提案してください。
19	本編		47	第3	2	(2)	エ			食器・食缶等の調達業務	質疑回答No.57で1揃いを少人数用で調達とありますが、1揃いとは各種1個ということでしょうか	お見込みのとおりです。各種1個をお願いします。
20	本編		47	第3	2	(2)	エ			食器・食缶等の調達業務	別紙16で記載の食缶の容量ですが、特にご飯缶や汁食缶はクラスによっては大きすぎると思います。クラス人数に合った食缶容量のご提案でもよいでしょうか。	クラスの人数にあった食缶容量の提案でもかまいませんが、すべての食缶をクラス順に重ねられる規格のものでお願いします。サイズの異なる食缶のみ別に重ねなければならぬものは不可とします。
23	本編		48	第3	2	(2)	オ		a	配送校の配膳室等の改修業務	令和6年9月2日以降で新学校給食センターからの給食を受け入れるにあたり、配膳室およびランチルームの整備が完了していない場合には、仮設の給食搬入ヤードを設けることと記述があります。仮設の給食搬入ヤード設置について、仕様の要求水準をお示し願います。	要求水準書P34(2)アの給食搬入ヤードの項目と同等の水準を確保してください。
22	本編		48	第3	2	(2)	オ		e	配送校の配膳室等の改修業務	「配膳室の改修においては、すべての既存厨房機器等を撤去・処分すること。」となっておりますが、この既存厨房機器等には、金属類は産業廃棄物として、処分を行うことができますが、木くずなどは一般廃棄物に該当し、事業者が処分を行った場合は、産業廃棄物処理法違反に該当します。法令違反を行わないため、金属類以外の廃棄物については、貴町において事前に処分していただけるということでしょうか。	事業者にて一般廃棄物処分業の許可を有する事業者へ委託して実施してください。
23	本編		52	第4	1	(1)				業務の対象範囲	防火管理者は事業者にて実施業務かご教示願います。	防火管理者は事業者にて選定してください。
24	本編		57	第4	4	(3)				除草業務	敷地外から敷地内に侵入してくる草や木について、事業者の判断で除草・伐採しても問題ないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	本編		58	第4	5	(1)			c	環境衛生業務	残留塩素の測定を実施し…。毎日、本町に報告することとありますが、報告先は、新学校給食センターの本町管理職員の方でよろしいでしょうか？測定・報告するタイミングについて(調理開始前には報告しなくてはならないのか。一日の内で行えばよいのか)具体的に想定されていることはございますか？測定・報告は、学校給食の標準回数190回を想定すればよろしいのでしょうか？	残留塩素の測定については、調理従事者が測定することとし、維持管理業務の対象外とするよう、要求水準書を修正します。なお、残留塩素の測定は、調理開始前と調理終了時の原則1日2回であり、必要に応じて回数が増える場合があります。
26	本編		58	第4	5	(1)			c	環境衛生業務	上記質問に関連して調理従事者の方が出勤開始される時間は何時頃を想定されますでしょうか？併せて本町管理職員の方が出勤開始される時間は何時頃を想定されますでしょうか？	前段：調理従事者の出勤時刻は、現状では午前7時30分頃です。新学校給食センターにおける出勤時刻は未定ですが、導入する厨房設備等の機能・性能によって現状の出勤時刻から多少前後することが想定されます。 後段：No.3参照。
27	本編		58	第4	5	(2)	(7)	a		日常清掃業務	(一般エリア)の清掃において、本町管理職員の方により行う事を考えているエリア(事務室・休憩室・更衣室ほか)はございますでしょうか？	本町管理職員が清掃を行う場所はありませんので、一般エリアはすべて事業者にて清掃してください。
28	本編		58	第4	5	(2)	(7)	a		日常清掃業務	調理従事者の方により行う事を考えているエリア(休憩室・更衣室ほか)はございますでしょうか？	調理従事者は調理エリア内のみ清掃しますので、休憩室、更衣室等は事業者にて清掃してください。
29	本編		58	第4	5	(2)	(7)	a		日常清掃業務	学校給食の標準回数は190回と記載されておりますが、一般エリアの稼働日については、概ねカレンダー通りとの考えでよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

要求水準書 質問回答

No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
30	本編		58	第4	5	(2)		(ア)	a		日常清掃業務	調理従事者用トイレの清掃については調理従事者の方により行う事は考えておられますでしょうか？	お見込みのとおりです。
31	本編		58	第4	5	(2)		(ア)	a		日常清掃業務	多目的研修室、調理研修室の使用頻度は年間どの程度の使用を想定されていますでしょうか？	多目的研修室については、学校等からの見学を受入れ時等に使用する予定であり、その頻度は未定です。 調理研修室については、献立開発、調理員への調理研修、小児生活習慣病予防のための料理教室、食育のための調理工程等を交えた情報発信等を行う予定であり、その頻度は未定です。
32	本編		59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	給食エリアから排出される廃棄物について、廃棄物集積場所までの運搬については業務対象外との回答を拝見いたしました。排出された廃棄物は集積所までどのような状態(ポリ袋に入れられている・容器にそのまま入れられているなど)で運搬され集積所に置かれていると想定しておけばよろしいでしょうか？	町のごみ袋(ポリ袋)に入れて運搬、保管することを想定しています。
33	本編		59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	上記質問に関連して、ポリ袋など消耗品に梱包されて一次保管されていると想定した場合ですが、袋類・容器などの消耗品は本町様が適時準備される解釈でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
34	本編		59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	一般エリア・共用部・トイレなどのゴミ収集・搬出は学校給食センターの稼働日には毎日行うことが望ましいと考えればよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
35	本編		59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	廃油の取り扱いについて、町の廃棄物収集カレンダーでは吸着又は固めることにより収集・処分可能になっております。現在、自校方式の各調理場において排出される油についてはどのように処理されているのでしょうか？又、町の収集により処分されているのでしょうか？	前段:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用義務があるため、町教育委員会が廃油処理業者と廃油処理に関する委託契約を行い、廃油処理業者が定期的(1～2カ月に1回)に廃油を回収に来てマニフェストの発行、受け取りをしています。 後段:前段のとおり、町の収集による処分は行っていません。

要求水準書 質問回答

No	本編	資料番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
36	本編		59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	上記質問に関連して、学校給食センターでは廃油についてどのような処理を想定されていますでしょうか？町の収集により処分される状態までは調理従事者により処理されるものと解釈してよろしいでしょうか？	給食センターになっても、No35のとおり、法律に定められている処分を想定しています。 廃油処理業者の回収までは、P45第3の2(2)イ(ウ)b(c)フライヤーの仕様と資料13の■検収室、器具洗浄室、油庫の9の新油・廃油タンクにありますように、調理終了後の廃油を調理員がフライヤーから廃油タンクに送油する操作を行い、廃油タンクに貯蔵したものを廃油処理業者がローリー車で引き取りに来ることを想定しています。
37	本編		59	第4	5	(4)			a		廃棄物管理業務	1回目の質問回答P11No71に、町の廃棄物収集車で運搬処分できない廃棄物がある場合は、事業者にて処分とありますが、町が排出する廃棄物で、収集車で運搬処分できない廃棄物とは、どのような物が想定できますか？	危険物(ガソリン、オイル、塗料、廃油、薬品類等)、処理困難物(コンクリート片、消火器等)、産業廃棄物、パソコン、家電(冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン)については、町で処分することはできませんので、事業者にて処分してください(参考:令和3年度三木町一般廃棄物処理実施計画)。
38	本編		60	第4	6	(2)			e		防火・防災業務	防火管理者は本町管理職員の方より選任される予定でしょうか？	事業者にて選定してください。
39		資料17									資料17	配送校の什器・備品は、維持管理対象外という理解でよいですか。	お見込みのとおりです。
40											要求水準書(案)質問・回答No.3	調理備品は、事業者の調達範囲との回答ですが、更新を含めて維持管理は事業範囲外という理解でよろしいですか。	調理備品の調達は、初回のみ事業者にて調達してください。それ以降は町で調達します。
41											要求水準書質問回答No.57	第1回質問回答・要求水準No57で予備の食缶調達数の質問に対し「予備の食缶は必要数の1割を見込んで調達してください。そのうち一揃いを少人数用(20人未満)にしてください。」と回答されています。1割の予備の内、少人数用(20人未満)食缶は、何学級分調達すればよいですか。	一揃い(1学級分)です。
42											要求水準書(案)質問・回答No.61	学校での配膳は、質問回答の通り、配送コンテナで各学級の付近まで給食を運ぶこととします。ただし、配送コンテナにより各学級の付近まで運べない場合で、渡り廊下を通らない学級については、既存同様の給食運搬用ワゴンに配送コンテナから食器食缶等を積み替えて学級付近まで運び、渡り廊下を通る学級は既存同様のコンテナに配送コンテナから食器食缶等を積み替え学級付近まで運ぶ計画でよいですか。 同上で良い場合、田中小学校を除く各配送校の1・2年の学級についても渡り廊下を通るか、通らないかで給食用運搬車を選定するか、コンテナを選定するかを決めることでよいですか。	前段:小型のコンテナに積み替え、運搬することを想定しています。既存のような給食運搬用ワゴンについては、基本的に使用する予定はありません。 後段:コンテナで運搬してください。
43												3月29日の学校見学会で確認したところ、田中小学校を除き、多数の給食運搬用ワゴン、コンテナがありました。収納や運搬に問題がなければ、既存の給食運搬用ワゴンとコンテナを活用することでよいですか。既存品使用が不可の場合は、撤去品に追加されるかも合わせてご教示下さい。	既存の給食運搬用ワゴンは活用する予定はありません。 No42参照。
44											着工前業務	第1回質問回答・要求水準No35では「バックネット等は不要となるため撤去してください」と回答されていますが、No52では「事業予定地内にある残置物は事前に撤去します」と回答されています。事業予定地内の残置物は撤去はすべて事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	町の所有物であるバックネットは本事業において事業者が撤去することになりますが、町の所有ではない残置物については事前に撤去しますので、事業者の業務範囲外となります。

様式集(資格審査) 質問回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(14 - 17)	資格審査に関する書類	第1回の回答に、納税証明書は原本との回答がありました。国税電子申告納税システム(e-Tax)にて発行される、電子納税証明書の印刷添付で宜しいでしょうか。	構いません。
2		1-3			設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	平成23年度以降に完了した延べ面積1,500㎡以上の学校給食施設の設計実績について、着工年月とありますが、設計業務の履行期間と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。設計業務の履行期間として記入してください。
3		1-8			委任状	本様式の委任状(構成企業→代表企業)には、構成企業からの委任のみが必要で、協力企業から代表企業への委任がなくとも可とするの理解でよろしいでしょうか。確認のため、重ねて質問いたします。	お見込みのとおりです。募集要項P5に記載のとおり、応募グループは代表企業と構成企業で構成するため、協力企業からの委任状は不要です。
4		1-8			委任状	本様式の委任状(構成企業→代表企業)には、協力企業欄を設けて、委任状を作成すべきでしょうか。ご教示願います。	NO.2参照。

様式集(提案審査) 質問回答

No	本文	様式 番号	1	1-1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(H-1~18)	<p>配送校の設計において計画期間が短い上に、あまりにも提出書類が多すぎると思います。改修2校(平井小・氷上小)には、立面図4面・イメージスケッチ(外観及び内観)・構造概要図・設備概要図などは不要と思われます。</p> <p>(必要図面の提案) 今回事業の主目的は学校給食センターです。配送校について次のように提出図面の提案をいたします。 建替えの田中小・白山小は、平面図・立面図(2面)程度、改修の平井小・氷上小は、改修平面図程度を必要提出図面として提案します。</p>	様式H-5の立面図の面数は各校適宜とします。それ以外の様式は原案のとおり作成してください。
2	○		1	1-2	(2)		提案審査に関する書類の構成(H-1~18)	<p>計画図等提案書類に枚数制限が記されています。制限として上限枚数と考えますが、不必要と判断した場合は0枚でも問題ないでしょうか。</p>	募集要項P11(8)アに記載のとおり、提案審査に関する書類が全て揃っていない場合は失格となります。
3		G-15					<p>什器・備品リスト</p>	<p>調理備品は本事業で調達下さいとのことですが、提案する備品(食器・食缶・包丁・まな板・ざるなど)は『様式G-15 什器・備品リスト(新学校給食センター)』に記入すればよろしいでしょうか。</p> <p>※『要求水準書(案)質問・回答 P5_No3』に記載の内容です。</p>	お見込みのとおりです。
4		I-2					<p>資金収支計画表(資金収支計画)</p>	<p>第1回質問回答・様式集(提案審査)No.35及びNo.36によると、資金収支計画(キャッシュフロー)は税抜で作成することですが、その意図・お考えをお示ください。</p> <p>キャッシュフロー計算書は、税金も含めてSPCの資金残高を検証することで、より正確な事業計画の健全性が判断できると考えておりますので、税込での作成をお認めいただきますようお願い致します。</p>	消費税率は改定が生じる可能性があることから、本事業ではすべて税抜で統一しており、様式I-2資金収支計画表についても税抜で作成してください。

